

あなたを支える 介護保険

介護や日常生活の支援が必要になったときに必要なサービスを利用して、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと生活ができるように、国民みんなで支え合うのが介護保険制度です。今回は、シリーズでも連載している、介護保険制度の仕組みとサービスについてお伝えします。



保険料は 制度を支える 貴重な財源です



介護保険では、原則として1割の負担でサービスを利用することができます。サービスの給付(9割)に必要な財源は、半分を公費(国、県、町の税金)で、残る半分を保険料でまかっています(円グラフ参照)。

このうち、40から64歳の人は31%を、65歳以上の人は19%を、保険料として負担していただいています。一人ひとりの保険料が介護サービスを支える貴重な財源となっています。

第2号被保険者 (40~64歳の人)の 介護保険料



保険料と納め方

保険料の額や納め方は、加入している医療保険によつて異なります。

・職場の医療保険などに加入している人は

↓ 医療保険分といっしょに

給与などから差し引かれます。

・国民健康保険に加入している人は

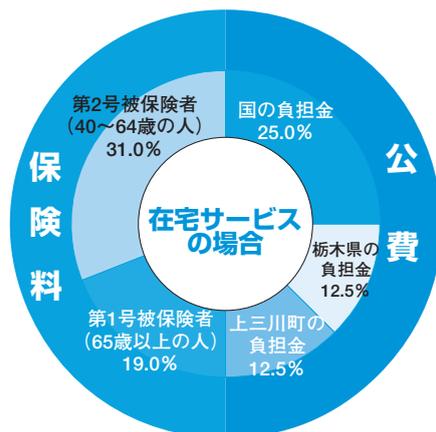
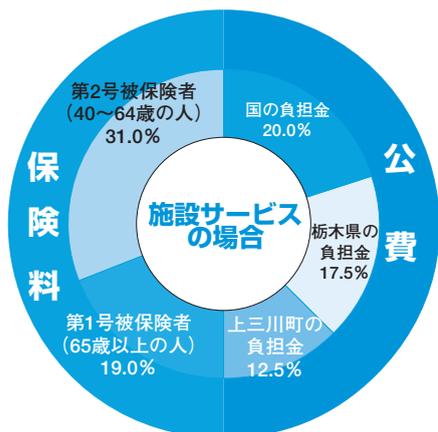
↓ 医療保険分と合わせた

国民健康保険税として

世帯主が納めます。

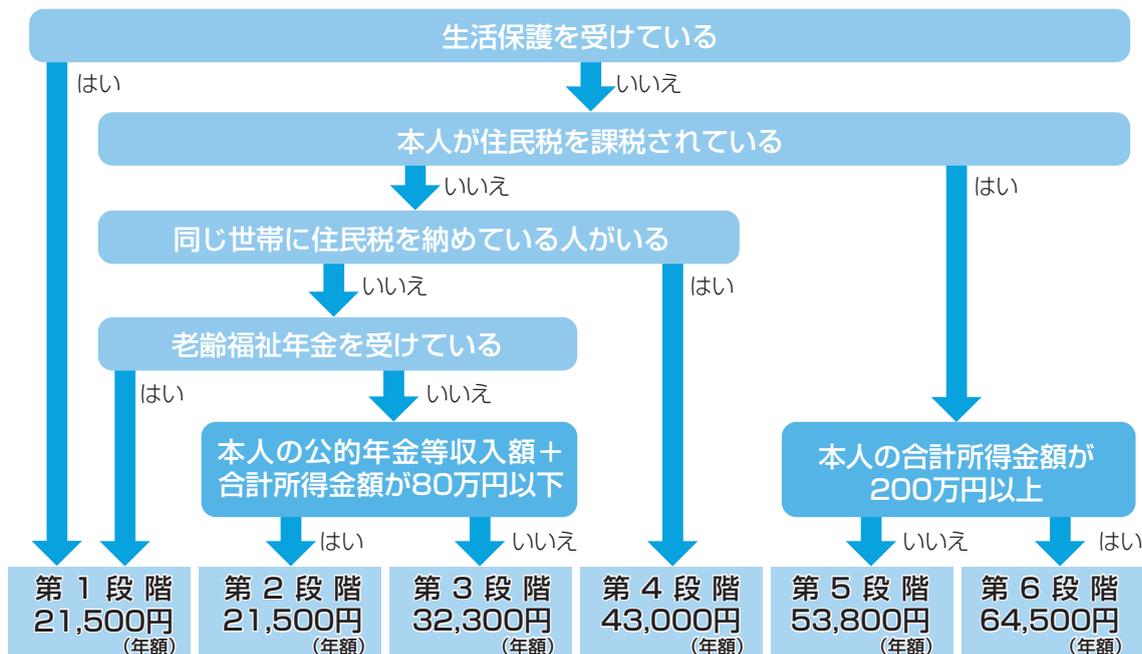


上三川町の介護保険の 財源構成



第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料

介護保険料を確認してみましょう（平成18～20年度：上三川町）



※災害などの特別な事情があるときは、申請により保険料が減額・免除、または徴収が猶予される場合があります。

※税制改正の影響で保険料の段階が上がった人（第1～3段階→第4段階、第1～4段階→第5段階となった人）に対しては、平成18・19年度の保険料を軽減する措置があります。申請は必要ありません。

① 年度の途中で、①65歳になった人、
②年金の受給が始まった人、③他の
市町村から上三川町に転入した人、
④年金の現況届けを期限までに提出
しなかった人は、年金の額が18万円
以上でも普通徴収となります。

**年金が年額18万円以上でも
普通徴収の人がいます**

普通徴収

特別徴収と
ならない人

町から送付される
納付書により、
銀行等でお支払い
いただきます。

特別徴収

老齢（退職）年金、
遺族年金、障害年
金、老齢福祉年金
が年額18万円以上
の人

支給を受けてい
る年金から、年金
支払いの際に、介
護保険料が差し引
かれます。

対象者 支払方法

納め方

65歳以上の人の保険料の支払方法
には、特別徴収と普通徴収の2種類
があります。特別徴収が原則となっ
ており、本人の希望による選択では
ありません。

**保険料を
納めないで
いると…**



特別な事情がなく、保険料の納
付が遅れていると、介護保険サー
ビスを利用する時に、滞納期間に
応じて次のように保険給付が制限
される場合があります。保険料は
納め忘れないようにしましょう。

① 1年以上滞納すると

① いったん費用の全額（10割）を
支払い、後で9割が給付される扱
い（償還払い）になります。

② 1年6か月以上滞納すると

② 保険給付の一部または全部が
差し止めになったり、滞納してい
た保険料と相殺されたりします。

③ 2年以上滞納すると

③ 保険料は2年間で時効となり、
さかのぼって納めることができな
くなります。

滞納期間の長さに応じて、利用
者の負担割合が1割から3割に引
き上げられるほか、高額介護サー
ビス費の支給が受けられなくなり
ます。

サービスの種類



介護保険で利用できるサービス

(平成18年4月現在)

自宅で利用するサービス

- ・訪問介護（ホームヘルプ）
- ・訪問入浴介護
- ・訪問リハビリテーション



自宅にヘルパーなどが訪問し、食事や入浴などの介護支援、リハビリが受けられます。

- ・訪問看護
- ・居宅療養管理指導

看護師、医師などが訪問し、診療の補助、薬や食事など療養上の管理が受けられます。

生活環境を整えるサービス

- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具購入費の支給
- ・車イス、つえ、ポータブルトイレ、入浴補助用具などが利用できます。

- ・住宅改修費の支給

住宅改修費を支給します。

事前に申請が必要です。

施設で利用するサービス

- ・通所介護（デイサービス）
- ・通所リハビリテーション（デイケア）
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

施設に通ったり宿泊したりして、介護やリハビリ、必要な医療などが受けられます。

- ・特定施設入所者生活介護

有料老人ホームなどの入所者が、介護やリハビリを受けられます。

施設に入所するサービス

(要支援1・2の人は利用できません)

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅での介護が困難な人が対象です。

- ・介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な人が対象です。

- ・介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状は安定しているが、長期間療養が必要な人が対象です。

地域密着型サービス

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が、共同で生活をしながら、介護やリハビリを受けられます。要支援1の人は利用できません。

利用できるサービス、回数はその人の状態（要介護度）によって異なる。

食費、居住費の負担軽減



次のような人は、入所（短期入所）したときの食費、居住費の負担が軽くなります。

対象となる人 ※1

住民税非課税世帯の人（3ページ）の図で第1段階から第3段階になる人

対象となるサービス

ショートステイ、医療型ショートステイ、施設に入所するサービス

申請が必要です ※2

介護保険被保険者証をもって、保険課介護保険係窓口までお越しください。

ります。

原則として、1割の負担でサービスを利用することができます。

ただし、食費、居住費、その他の日常生活費は、全額利用者の負担です。



すでに負担軽減を受けている人へ

6月30日で有効期限が切れます。引き続き対象となる人は、7月中旬に申請をしてください。

※1 第4段階以上の人でも、次の①から⑤すべてにあてはまる人は軽減の対象になりません。

- ①世帯の人数が2人以上
- ②世帯の年間収入から、施設の利用者負担（1割分、居住費・食費の年額合計）を除いた額が80万円以下
- ③世帯の現金、預貯金等の合計額が450万円以下
- ④日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がない
- ⑤保険料を滞納していない

※2 平成18年1月1日現在、上三川町に住所が無かった人は平成18年度住民税非課税証明書もお持ちください。

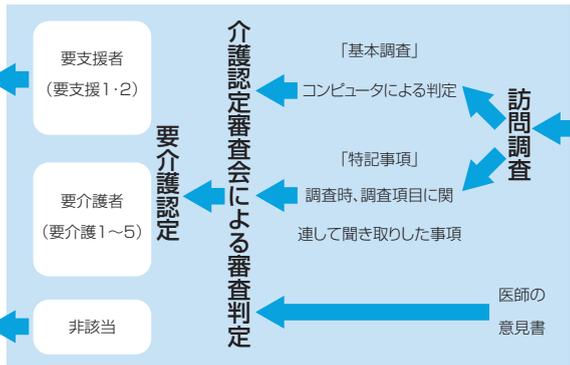
サービスを利用するには？

利用者（利用者の家族）

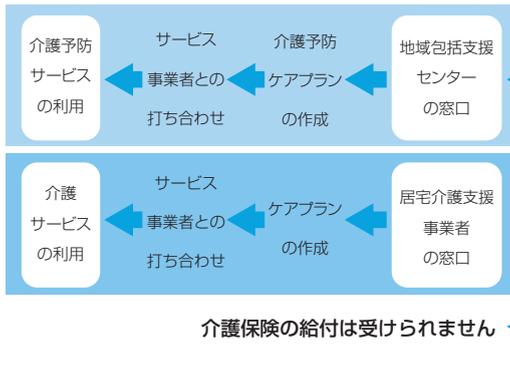
上三川町役場の窓口



① 申請 要介護認定の手続き



② ケアプラン作成依頼 サービス利用の手続き



① 要介護認定の申請をしましょう

- 介護保険被保険者証を持って、保険課介護保険係窓口までお越しください。申請では
- 本人の状況を簡単にお聞きします（詳しいことは訪問調査でお聞きします）。
- 訪問調査の予定を立てます。
- 主治医の先生の名前をお聞きします。
- 要支援1・2、要介護1から5に認定されるとサービスを利用することができます。

② ケアプランの作成依頼をしましょう

介護保険では、ケアマネジャーなどが作成したケアプラン（1か月にどんなサービスを利用するか計画したもの）に添ってサービスを利用します。ケアプランを作成してくれる事業者は次のとおりです。

▽要支援1・2の人は 地域包括支援センター

事業者名	住所	電話番号
上三川町地域包括支援センター	上三川5082115	☎55513

▽要介護1から5の人は

居宅介護支援事業者（上三川町内）（平成17年6月1日付指定分まで）

事業者名	住所	電話番号
在宅介護支援センター トータスホーム	下神主22916	☎22220
上三川町社会福祉協議会	上三川5082115	☎9166
在宅介護支援センター 友愛苑	上三川16362	☎88885
三本木居宅介護支援センター	三本木4114	☎95995
居宅介護支援事業所 夕顔	しらさぎ142	☎20007
居宅介護支援事業所 ふれあい	西沢153313	☎1580

※この表には載せていませんが、町外の居宅介護支援事業者も利用できます。

上三川町 地域包括支援 センターのご紹介

高齢者や町民の皆さんが、住み慣れた地域で安心した生活が送れるように、様々な業務を行います。

上三川町の要支援1・2の人のケアプラン作成も行います。

職員

- 社会福祉士
- 主任ケアマネジャー
- 保健師

主な業務

- 総合相談・権利擁護
- 生活の困り事に対応します。
- 包括的・継続的ケアマネジメント
- ケアマネジャーへの支援を行います。

- 介護予防ケアマネジメント
- 介護予防のケアプランを作成します。

▼連絡先

上三川町地域包括支援センター
上三川5082115
（上三川町社会福祉協議会内）
☎55513

▼問い合わせ先 保険課 介護保険係 ☎9102